教育ローン

2022年11月1日現在

商　品　名 （愛　称）	しんきん教育ローン“教育プラン”

ご利用 いただける方	1．年齢が満18歳以上の方 2．一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 3．安定継続した収入がある方 派遣社員・パートの方の収入については、「年収が150万円以上ある方」または「年収が90万円以上でご家族と同居している方」が基準となります。 4．当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていただかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使いみち	1．申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 ※①および②は、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可能です。 ①就学する学校等への納付金（最長1年分） ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるものです。 ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含みます。 ②就学にかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内） ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金･礼金･家賃)、交通費、入学･卒業に伴う引越費用等 ③申込人が①または②を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融は除きます。）から借入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
ご融資限度額	1万円以上1,000万円以内（1万円単位）
ご利用期間	3ヶ月以上16年以内
ご融資利率	1．変動金利のみです。 ① お借入時の当金庫所定の基準金利とします。 ② お借入後の利率は、基準金利（当金庫長期プライムレート）の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。毎年4月1日・10月1日現在の当金庫基準金利を基準として、年2回見直しを行い、翌々月返済分から新利率が適用されます。 2．適用金利については、当金庫本支店の窓口までお問い合わせください。
ご返済方法	1．毎月元金均等・元利均等割賦返済の2種類のご返済方法があります。 2．元金返済据置期間は、卒業予定月までです。 3．ボーナス併用も可能です。ただしボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内です。
保証人・担保	1．保証人・担保は不要です。 2．一般社団法人しんきん保証基金の保証制度をご利用いただきます。
手数料等	1．保証料：ご融資利率に含まれます。 2．返済条件を変更する場合には、当金庫所定の手数料が必要です。

敦賀信用金庫

教育ローン

2022年11月1日現在

商　品　名 （愛　称）	しんきん教育ローン“教育プラン”

ご　用　意 いただくもの	1．共通書類等 ①公的所得証明書等(ご融資金額100万円以下の場合、年収確認書類は不要です。) ②本人確認書類（運転免許証（表裏）） ※申込人が運転免許証を取得していない場合は、次のいずれかをご提出いただきます。 ・パスポート・マイナンバーカード（表のみ）・運転経歴証明書（表裏） ③普通預金のお取引印鑑 2．就学する学校等への１年分の納付金（入学金・寄付金・学校債等） ①学校発行の振込用紙、請求書等 3．修学に係る１年分の付帯費用（向こう１年分の教材費、下宿費用、引越費用等） ①請求書、パンフレット等 ②就学確認書類（合格通知書、在学証明書、学生証等） 4．上記2．3．の資金使途として当金庫を含む金融機関等のローンを借換えする資金 ①融資残高および教育関連の借入れであることが確認できる書類 5．その他 ①支払済み資金の場合は、領収書、通帳等 上記以外の書類をお願いする場合があります。
苦情処理措置	本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（９時～１７時、電話：0770―22―9431）、苦情等は、営業店または総務部（９時～１７時、電話：0770―22―9430）にお申し出ください。
紛争解決措置	福井弁護士会（電話：0776―23―5255）、金沢弁護士会（電話：076―221―0242)、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
そ　の　他	1．ご融資金は、原則として当金庫でご契約の口座に振込させていただきます。 2．お借入時には、金銭消費貸借契約書等に係る印紙税、資金振込の場合には振込手数料が必要となります。 3．金融情勢により金利が変動する場合があります。 4．お申込みに際しましては、当金庫および保証会社の審査をさせていただきます。その審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 5．現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

敦賀信用金庫